

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得サポート事業

処遇改善加算取得を 電話相談により支援します！

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算が一本化され、加算率が引き上がりました。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件 の3つです。

各種要件を整備し、「福祉・介護職員等処遇改善加算」の新規取得及び「上位の区分変更」を目指しましょう。

電話相談によるサポート

群馬県社会保険労務士会が群馬県委託事業として「無料電話相談窓口」を開設します。

対象事業所	相談日	費用
県内の 障害福祉サービス事業所、 障害者支援施設、 障害児通所支援事業所、 障害児入所施設等	カレンダー のとおり	無料 (電話使用料は 相談者負担)

【相談窓口】 群馬県社会保険労務士会
TEL：027-253-5621

2025年10月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
		電話相談日①				
2	3	×モ	電話相談対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 TEL 027－253－5621（群馬県社会保険労務士会）			

2025年11月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
		電話相談日②				
9	10	11	12	13	14	15
		電話相談日③				
16	17	18	19	20	21	22
		電話相談日④				
23	24	25	26	27	28	29
		電話相談日⑤				
30	1	×モ	電話相談対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 TEL 027－253－5621（群馬県社会保険労務士会）			

2025年12月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
30	1	2	3	4	5	6
		電話相談日⑥				
7	8	9	10	11	12	13
		電話相談日⑦				
14	15	16	17	18	19	20
		電話相談日⑧				
21	22	23	24	25	26	27
		電話相談日⑨				
28	29	30	31	1	2	3
4	5	×モ	電話相談対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 TEL 027－253－5621（群馬県社会保険労務士会）			

2026年1月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6 電話相談日⑩	7	8	9	10
11	12	13 電話相談日⑪	14	15	16	17
18	19	20 電話相談日⑫	21	22	23	24
25	26	27 電話相談日⑬	28	29	30	31
1	2	×モ 電話相談対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 TEL 027－253－5621（群馬県社会保険労務士会）				

2026年2月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3 電話相談日⑭	4	5	6	7
8	9	10 電話相談日⑮	11	12	13	14
15	16	17 電話相談日⑯	18	19	20	21
22	23	24 電話相談日⑰	25	26	27	28
1	2	3	4	5	6	7
8	9	×モ 電話相談対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 TEL 027－253－5621（群馬県社会保険労務士会）				

2026年3月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3 電話相談日⑱	4	5	6	7
8	9	10 電話相談日⑲	11	12	13	14
15	16	17 電話相談日⑳	18	19	20	21
22	23	24 電話相談日㉑	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	×モ 電話相談対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 TEL 027－253－5621（群馬県社会保険労務士会）				